

岩手県告示第881号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成26年12月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 保安林予定森林の所在場所 一関市千厩町奥玉字飛ヶ森10の3、10の7、11の102、11の108、11の109、11の204、11の218、11の226、11の228、11の366、11の386、11の495、11の692から11の695まで、11の697から11の702まで、字大森66の7、66の20、66の22、66の23、68の3、68の4

2 指定の目的 水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字飛ヶ森10の7、11の692から11の695まで、11の697から11の701まで、字大森66の7（次の図に示す部分に限る。）、66の20、66の23、68の3

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び一関市役所に備えておいて縦覧に供する。